

村田安男



町内小・中学校の通学路の安全対策は

教育長 変化する交通事情に対応するため、継続的に点検を行う

質問

登校中の児童の列に居眠り運転の車が突っ込んだ京都府亀岡市の事故をきっかけに、多くの保護者から、登下校時の安全性について不安視する声が高まっている。通学路の見直し、さらには車両の通行規制等も考える必要があるのでは。



登校中の小学生

答弁

教育長 安全対策は、各学校において、PTAや地域の方の協力を得て校長が決定している。基本的には、子どもの安全・安心を第一に歩道がある道路を、歩道がない場合は、通行量が少なく幅のある道路を通学路として指定している。

京都府亀岡市の事故を教訓に、教育関係者会議で、通学

路の点検と交通安全指導の徹底を指示するとともに、危険箇所を把握し、安全マップを作成指導している。今後、さらなる安全性の向上を図るため、地域別懇談会などで情報の収集を行い、通学路の見直しなどにより、子どもたちを事故から守るため最善を尽くしたい。

質問

高齢者の増加により、医療体制について不安視する声が高まっている。高齢者に対する医療体制の強化を図る必要があると思うが。

答弁

町長 国民健康保険の拡大を図り、高齢者に対する医療体制の充実を図りたい。

質問

前橋南・玉村ICと利根川新橋建設は、計画から25年が経過したがいつごろ建設されるのか。

答弁

町長 平成10年に立ち上げた「県東南部地域連絡道路・新橋建設促進協議会」において県及び国に対し、建設に向かつての要望活動を行っている。

笠原則孝



通学路の安全対策を問う

教育長 「学校安全計画」に基づき、計画的に実施している

質問

斉田・上之手線の用地買収状況は。

答弁

町長 国道354号北側の約120メートルが未買収となっている。平成26年度中に354号バイパスと接続することは難しい。

質問

通学路の安全点検を行っているのか。

答弁

教育長 今回の点検では、「道幅が狭い」「細い道の割に抜け道となっていて交通量が多い」「見通しが悪い」「トラックの出入りが多い」「スピードを出す車が多い」など、各学校で通学路の危険箇所が明らかになった。これ



子どもの交通安全指導中

質問

利根川下流域の浄水場から有害物質ホルムアルデヒドが検出された際、町は広報車等を巡回させなかった。町民からは、「危機管理の義務はきちんと果たしてほしい」「せめて、町内の水は安全であるという広報が欲しかった」との意見が多数寄せられた。なぜ広報車を巡回させなかったのか。

答弁

町長 県第二水道事務所から、採水検査を2回行った結果、異常がないことを確認し、念のため今後も検査を行う旨の連絡があった。この件に対する町民からの問い合わせは7件あったが、「安心な水である」ことを電話で回答し、対応したため、巡回による広報は行わなかった。

原発事故被災者の子どもたちを、放射能の心配のない場所で過ごさせる施策を講じるべきだ

石川 眞男



町長 前向きに検討する

質問

保養は、放射能により低下させられた免疫力回復に役立つ。さまざまな事情で「避難」「疎開」できない子どもたちを数日でも受け入れることができないか。

答弁

町長 町には宿泊施設もないので今すぐは難しいが、放射線量の高い地域の自治体や住民から短期疎開の要請等があれば、そのように対応したい。

質問

役場東のJAたまむら支所周辺の今後の利用計画について問う。

答弁

町長 平成21年に「JAたまむら支所用地の譲渡依頼」を行っている。支所用地に総合福祉センター建設計画を中心とした行政庁舎の一体的な建設を実施し、住民の利便性を図ろうと考えているが、より一層の具体化が必要なので、今後奮起したい。

質問

今年は田園花火大会を楽しめそうだが、来年以降の開催見通しを問う。

答弁

町長 町の貴重な観光資源なので、なんとしても今後とも継続させたい。東毛広域幹線道路の早期

開通に支障がないよう、工事にも配慮した最善の開催方法を関係機関と調整していきたい。



花火大会を
楽しむ人たち

質問

地域主権の時代、県や国にも対等に物言いができる職員集団をつくる必要がある。職員を減らすばかりでは、まちづくりは失速する。職員同士の協働態勢をつくれ。

答弁

町長 町の規模や行政サービスの応じた職員の適性配置を行い、他市町村にまさるまちづくりを進めたい。

地域農業マスタープランの早期作成が必要ではないか

斉藤 嘉和



町長 6月いっぱいの作成を目指している

質問

農業情勢が厳しい中、持続可能な力強い農業を実践するため、今年度国からプランの作成が求められている。プラン作成の方針と具体的内容について問う。

答弁

町長 町における取り組みは、作成単位を、玉村町を1つの地域とする。アンケート調査や座談会を行い、6月中の作成を目指している。

質問

青年就農給付金を受け取るための要件は何か。

答弁

町長 親元就農でも親と異なる作物をつくり、会計も別になつていれば給付対象とされたいが、最終的な受給要件に、農地の

所有権が給付対象者であること、賃借の場合は親族以外からの賃借であること、就農5年後までに250万円以上の所得が得られる実現可能な計画を立てること、などが加わり、親元就農者にとって、給付要件のハードルが非常に高くなった。

質問

該当者は何人いるか。

答弁

経済産業課長 2名程度の見込みである。

質問

中心となる経営体への農地集積協力金の概要は。

答弁

経済産業課長 土地利用型から経営転換する場合、すべての自作地を農業公社に白紙委任すること。またリタイアする農業者の場合、10アール未満の農地を除く自作地を農業公社に白紙委任すること、農地の委任期間は10年以上とすること、などの条件が満たされたとき、2ヘクタール以下50万円の協力金が支払われる。



地域の農業が抱える課題は